令和８年第１２回

荒川区教育委員会定例会

令和８年６月２６日
於）特別会議室

荒川区教育委員会

令和８年荒川区教育委員会第１２回定例会

１　日　　時　　令和８年６月２６日　　午後２時００分

２　場　　所　　特別会議室

３　出席委員

教育長	阿部忠資
教育長職務代理者	長島啓記
委員	八木敦子
委員	中澤礼子
委員	繁田雅弘

４　出席職員

教育部長	菊池秀幸
教育総務課長	浦田寛士
教育施設課長	井上千恵
教育施設計画担当課長	福木妙子
学務課長	町田美幸
指導室長	塩尻　浩
登校・放課後サポート課長	古賀一高
教育センター所長	三田典子
生涯学習課長	加瀬優大
書記	大西寛和
書記	河波友記
書記	芦川貴一
書記	吉田夏彦
書記	宮島弘江

（1）報告事項

ア　第二日暮里小学校の学級数増加への対応方針について

イ　区議会定例会・６月会議について

ウ　（仮称）東尾久一丁目学童クラブの整備について

エ　「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施について

オ　荒川ふるさと文化館事務室開室日の変更について

カ　荒川区教育委員会教育長の倫理に関する規程の一部改正について

（2）その他

○教育長　ただいまから荒川区教育委員会令和８年第１２回定例会を開催いたします。

本日は、傍聴の申し込みが１名いらっしゃいます。１名の傍聴を許可し、遅れて来た方の傍聴もあらかじめ許可しようと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　傍聴を許可することといたします。それでは、傍聴人を呼んでいただければと思います。

〔傍聴者　入室〕

○教育長　傍聴の方に申し上げます。お配りいたしました傍聴券に記載の注意事項をお読みになりまして、発言等はなさいませぬようにお願いいたします。

続きまして、出席者数の報告を申し上げます。本日５名出席でございます。

議事録の署名委員は、中澤委員及び繁田委員にお願いいたします。

２月２７日開催の第４回定例会及び３月１３日開催の第５回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付し、この間、確認していただきました。本日、特に委員の皆様から意見がなければ承認したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　それでは承認いたします。

また、３月２７日開催の第６回定例会の議事録を事前にお送りしてございます。次回の定例会で、御承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、何かお気づきの点があれば、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は報告事項が６件ございます。

まず初めに、報告事項ア「第二日暮里小学校の学級数増加への対応方針について」です。本件につきましては、令和８年７月１５日、荒川区議会文教・子育て支援委員会への報告まで公正を確保する必要があるため、会議規則第１１条の規定により会議を非公開として報告を受けたいと存じますが、御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　異議ないものと認めます。報告事項アにつきましては、会議を非公開といたします。

〔非公開〕

○教育長　それでは、次に報告事項イ「区議会定例会・６月会議について」説明をお願いします。

○教育総務課長　それでは、令和８年度区議会定例会６月会議の教育委員会におけます質問、それから答弁内容の要旨につきまして、御報告申し上げます。

９名の議員さんから計１５本における答弁をいたしたところでございます。

早速でございますが、まず資料でいくと３ページでございます。全部で１５本になりますので、少し長くなりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに３ページ、茂木弘議員、自民党です。学校建て替えに伴う課題についてということで、学校の建替えは、学校の体育館や校庭を利用している団体等の活動場所をどうするかというところ。それから、現在、生涯学習センターを代替校舎に改修するというところで進められておりますが、現在の利用者の方々が、校庭や体育館を利用できるように検討すべきだと考えるが、教育委員会の見解を問うというところでの答弁でございます。

かいつまんで御説明いたします。本年９月に建替えの計画の素案をお示しできるように鋭意検討を進めているところでございまして、学校建替えによる解体、新築工事等が始まると、体育館や校庭等の利用ができなくなるという課題が挙げられます。

建替期間中に、その代替となる活動場所を確保することは極めて重要であるという認識の下、生涯学習センターの改修工事における校庭や体育館の利用につきましては、実施する設計業務において検討していく。また、体育館や校庭などの利用に当たりましては、申請手続の煩雑さや学校側にかかる事務的・管理的負担のほか、限られた利用時間に対して、長年にわたり地域で活動してこられた既存団体の継続的な利用と、新たに利用を希望される新規団体とのバランスなど課題があると考えており、教育委員会といたしましては、利用者や学校と丁寧に意見交換をしながら、挙げました課題を解決すべく、学校が地域の拠点としてこれまで以上に地域の皆様に愛される場となるように鋭意検討していくと答弁してございます。

続きまして、資料の５ページ。菊地秀信議員、公明党でございます。私立学校等に通う児童生徒への給食費の給食費相当支援に関する御質問で、荒川区こどもの権利条例、ベーシックサービスの理念に照らして、公立学校のみを対象に給食費無償化を行っている現状をどのように考えているのか。また、区立学校の給食無償化において、物価高騰し、給食の量や質、栄養バランスが損なわれることがないよう、この２つについて区の見解を問うと。この答弁でございます。

まず、基本的なところで、区立小中学校は、基本的な教育を保障する義務教育制度の基盤ということで、確かな学力の定着や基本的な生活習慣の確立、心と体の健全な育成、安全安心な学校生活を支える教育環境を整えることだと考えており、このため、児童生徒の主体的な学びの推進、教職員の指導力の向上など教育施策の充実に努めてきたところでございまして、令和５年度から区立全小中学校において開始した学校給食の無償化については、保護者負担の軽減だけでなく、給食の量や質を維持すること。こちらは学校給食を提供する上で最も重要なことと認識しておりまして、物価高騰分に加えて様々な食材を購入することができ

るよう、毎年、見直しを行ってきており、今後も必要な見直しを実施していきます。

また、令和８年度からの巡回指導を強化して、さらなる質の向上に向けた取組を行っておりまして、引き続き学校や栄養士、給食調理事業者とも連携を図りながら、学校給食の充実に努めていくと答弁してございます。

続きまして、６ページ、北村綾子議員、共産党でございます。子育て、子どもと若者への支援に関する御質問のうち、夏休みなど長期休業期間中の学童クラブで手配される昼食の単価を抑えるために、事業者に対しての助成、学童クラブを利用しない子どもにも昼食を提供するべきと考えるが、教育委員会の考えを伺うということでの答弁でございます。

学童クラブのお弁当宅配は、就労等の理由により学童クラブを利用している保護者の負担軽減を目的として実施しているものでございまして、利用していない児童への昼食の提供は想定していない。また、費用負担の軽減については、所得等に応じた減免措置を実施していることから、引き続き円滑な運営に努めていくというところでございます。

続きまして、鎌田理光議員でございます。自民党でございます。教育施策に関することで、荒川区基本構想の改訂を踏まえた荒川区教育に関する大綱及び荒川区学校教育ビジョンの改訂についての教育委員会の認識を伺うことでの答弁でございます。

平成２０年代初頭の大津市の事案を契機に、子どもたちの命を何よりも最優先に守ること、首長と地方教育行政法の改正により誕生した新教育長制度による教育委員会が、車の両輪となって施策を推進することの重要性が深く刻み込まれたという歴史的な経緯がありますことから、御案内の現在、荒川区基本構想の策定が進められているところを踏まえまして、教育大綱につきましても改訂に向けた取組を進めていくこととしており、この教育大綱は、学校教育及び生涯学習の道しるべとなるものでありまして、総合教育会議で議論を重ねて、改訂に向けて力を尽くしていくと。また、教育委員会では、新たな基本構想に込められる新しい区政の理念、教育大綱での教育への熱い思いをしっかりと受け止めまして、具体的な施策へと落とし込むべく、学校教育ビジョンの改訂に全力を尽くす所存であります。また、今後、改訂が予定される荒川区生涯学習推進計画と併せて、教育基本法に定める区における教育振興基本計画として位置づけていきます。

これまで、荒川区は、英語教育とＩＣＴ教育、学校図書館の３つの教育の柱を全国を牽引するということでやってきてございます。

以下は、英語教育のこと。それから、８ページにおきましては、ＩＣＴ教育、学校図書館のことを記載してございます。後ほど御確認を賜ればと存じます。

教育委員会といたしましては、議員からも高い評価を頂いた全国のトップリーダーとして、現場の教職員、地域、保護者の皆様とともに、予測困難な時代を生き抜く子どもたちの生き

る力を育むために、新たな学校教育ビジョンを荒川区の教育憲法として、より実効性の高いものへと昇華させるべく、最大限努力しているところでございます。

鎌田議員はもう２本ございまして、８ページの下段でございます。令和８年４月に第三日暮里小学校に知的特別支援学級を開設するとともに、区立中学校全校に特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の充実に取り組んでいる一方で、特別な支援を必要とする児童生徒、特に特別支援教室に通う児童生徒の数が増加傾向にありますことに伴いまして、自閉症・情緒障がい学級の必要性が高まっていると。このことについて、昨年も指摘をしておりますけれども、どのような検討状況になっているか、見解を伺うということでの答弁でございます。

答弁は８ページの下段のほうからになります。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う社会を実現する上で、学校教育が果たす役割は大きく、子どもたちの将来の自立と社会参加を見通した取組を進めることは極めて重要であると認識の下、教育委員会では、これまで個々のニーズに応じたきめ細かな指導の充実に努め、特別支援教室の拠点校を計画的に拡充するとともに、きめ細かな支援体制の整備に様々取り組んできたところでございまして、御指摘の特別支援教室を利用する児童生徒数は毎年増加しており、この傾向は今後も続くことが予想されますことから、今後は専門家や学校関係者等から構成される検討組織を立ち上げ、ソフト、ハード両面における受入れ態勢を確実に整えた上で、３年以内の自閉症・情緒障がい学級の設置・開設を目指して、具体的な準備を加速させていくとの答弁でございます。

３本目、本年６月３日に本区に最接近した台風６号への対応と、災害時におけるオンライン授業の積極的活用についての見解に対しての答弁でございます。

台風６号に対する教育委員会の対応としましては、前日６月２日の早い段階から、複数回の対策会議を開催して、危機管理部と連携して、最新の情報を入手した上で、各学校から保護者へ通知をいたしました。また、御家庭の判断で欠席する場合は、欠席扱いしない運用ともいたしましたが、結果として、当日８時１２分にレベル３の大雨警報が発表され、保護者や児童、生徒に御負担と御心配をおかけしたことは、教育委員会として大きな課題として受け止めておりますことから、大型台風の接近が予想される場合の学校の休業判断には、まず安全を最優先にした空振りを恐れない姿勢が大切であると認識しているとともに、結果的に台風がそれて晴天になったとしましても、前日までに迅速に方針を決定して、周知することが極めて重要であると。加えて、休業を決定した際には、ＬＴＥ内蔵モデルと刷新されたタブレットパソコンを活用して、オンライン授業を実施できる体制を整えて、子どもたちの学びの環境を保障していくという答弁でございます。

続きまして、１１ページ、清水啓史議員、ゆいの会でございます。教育立区・荒川区に関する質問で、区に住みたいと思うためには教育環境の充実、すなわち教育立区としての推進が重要であると考えており、これまで区はどのような理念に基づいて施策をしてきたのか、ソフト面やハード面、財政的な支援など様々な視点からに加えて、学校施設の老朽化のための建替えについても触れながら、教育委員会としての見解を問うことに対しての答弁でございます。

教育委員会では、平成１９年３月に荒川区学校教育ビジョンを策定して、ソフトとハードの両面から様々な教育施策の充実に努めてきておりまして、まずソフト面は学校パワーアップ事業、ＩＣＴ教育事業、英語教育、こちらは英語教育は様々、東京グローバルゲートウェイ、中学校ワールドスクール、スピーチコンテスト、英検３級と同程度に当たるＣＥＦＲＡ１レベル相当以上の生徒の割合が大幅に上昇したことなどを挙げております。また、学校図書館についても触れております。

１１ページ下段のハード面の取組としましては、耐震補強、体育館照明のＬＥＤ化、１２ページ、エアコン配備、冷水器の設置、トイレの洋式化、非常通報装置「学校１１０番」の設置、小学校でのスクール安全ステーションの整備に加えまして、給食費、補助教材の一部や校外学習費など、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、防災キャップ、ヘルメットの配備、そして本年度からは新設した登校・放課後サポート課と小学校とが連携を深め、朝の登校から切れ目なく安全に過ごせることで、保護者の安心感の向上につながる、こういった取組も進めておりまして、今後は学校施設の建替えに合わせて、少人数指導、グループ学習などにも対応できる学習環境や執務空間を整備するとともに、小中一貫教育の導入、特別支援教育の充実を図ることで、学校建替え計画を策定して、その計画に基づく取組を鋭意進めていくと。

先行き不透明で、正解のない世の中において、子どもたちが自ら問いを立て、解を求めて努力を続け、未来を拓き、たくましく成長していけるよう、子どもたちの可能性を引き出し、夢があふれ、教育を先進する教育立区としての環境整備に向けて全力で取り組んでいくというところでございます。

１３ページでございます。相馬ゆうこ議員、共産党でございまして、こちらは全部で４本でございます。１本目が、子どもたちがつけております名札の着用ですとか、体操着などのゼッケン、こちらの取組に関する質問でございまして、実名がさらされるなどのというところでございまして、こちらは名札の着用を校内のみに限定して、登下校は取り外す運用の徹底など実施をしているところでございますが、安全対策が必要であるとも考えておりまして、名札等の教育活動上の必要性もありますけれども、どのような工夫が可能なのか、研究を進

めていくところでございます。

２本目は、就学時健診の内科診断の周囲に人がいる状況で、上着を脱いで健診を実施する学校がありましたけれども、つい立てなどの配慮が必要なのではないかというところでの答弁でございまして、プライバシーの確保につきましては、環境整備に努めておるところでございますが、具体的には１４ページに行きまして、カーテンの設置を行うなど、プライバシーに配慮した取組を実施しておりまして、引き続き取り組んでいきますと答弁してございます。

３本目、アレルギー対応でございます。アレルギーフリーパンの導入についてのところでございますが、アレルギーフリーに対応したパンの提供は困難な状況にありますことから、現在のところ実施の予定はありませんという答弁でございます。

関連の４本目でございます。アレルギーによって牛乳を摂取できない児童生徒に向けた、牛乳以外の飲料提供についての質問でございます。こちらも、１５ページのほうに行きますけれども、牛乳以外の飲料の提供及び飲料の選択制の導入につきましては、解決すべき課題が複数ありますことから、現在のところの実施の予定はありませんと答弁してございます。

１６ページでございます。宮本舜馬議員、ゆいの会でございます。学童クラブに関する質問で、第一希望の学童クラブに入れなかった人に、その受け皿としてにこすくの利用時間を６時まで拡大すべきとの質問についての答弁でございます。

学童クラブは、保護者の就労等の理由によって実施をしておりまして、にこにこすくーるの開室時間拡大で対応することではなくて、学童クラブを利用できるようにすることが最優先という考えの下、今後は児童数の推移を踏まえながら、地域の需要に応じた学童クラブの定員を確保できるように努めていくとのことでございます。

１７ページ、森本達夫議員、公明党でございます。読解力の強化に関する質問で、リーディングスキルテストのような客観的な指標を活用すべきということでの答弁でございます。

こちらは、令和７年度から第五中学校において、学校パワーアップ事業を活用したリーディングスキルテストを取り入れた実践的な取組がございますことから、今後、他自治体での先行事例を注視するなどの調査研究を進めていくとの答弁でございます。

最後、増田峰子議員、公明党でございます。暑さ対策とのことで、まず１本目、学校の校庭にミスト発生装置の設置に関する質問での答弁でございます。こちらは区立公園においても設置を進めていることから、一定の効果があると認識している一方、学校におきましては、子どもたちの動線や既存の設備環境が施設ごとに異なることから、現在は小学校４校、幼稚園２園に導入されておりまして、どのような方法であれば設置が可能か、費用対効果などコスト面の精査も行いながら設置を検討していくというところでございます。

２本目、熱中症対策として、体育館の暑さ対策に関する御質問、答弁でございます。これまで順次エアコンを設置して、令和元年度には全校の体育館に設置。令和７年度は給食室も設置。それから、冷水器は各校２台ずつ設置したところ、令和７年度には各フロアに１台となるよう増設。幼稚園にも新たに設置しております。令和７年度には、第一中学校、原中学校の大規模改修工事に合わせて、遮熱塗装、それからカバー工法による断熱化改修を実施しております。今後はどのような対策が効果的で実現可能であるか、検討していくということで答弁してございます。

大変長くなりましたけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長　ありがとうございました。今回の９名の方から御質問があって１５問ということで、それぞれの答弁も非常に長くて、多岐にわたっているのですが、先生方のほうで何かお気づきの点があったら、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

○繁田委員　ちょっと教えていただきたいのですけれども、ちょうど今台風が来ているというのもあるのですが、多分お家でタブレット等でお勉強されるのですけれども、１年生とか２年生は、お父さん、お母さんは２人働く時代なので、１人でできるのかなというのと、余計な心配かもしれないですが、お昼はどうされるのかなと。ちゃんとしたお母様とかお父様だったら、冷蔵庫のこれ温めて食べなさいと言って行くのでしょうけれども、そういうのは一応把握はされているのですか。区で何かしなさいと言うつもりはないですが、把握はしておく必要があるのかなと感じました。

○指導室長　まず学習について、小学校１、２年生ですけれども、オンライン授業については、小学校１年生からタブレットを使った授業というのはもう実際に行われておりまして、Ｇｏｏｇｌｅの様々なところで使えるアプリケーション等ございますし、小学校におきましても、中学校におきましても、そのためのツール、学習機能というのはついておりますので、それをふだん使いでやっていった延長線の中でやっていきますが、しかし、やはり１年生、２年生ということですので、その点については今後も研究を続けながら、効果的なものを考えていきたいと思っております。

○登校・放課後サポート課長　学童クラブを所管しておりまして、今、委員おっしゃったとおり、共働きの御家庭というところもございますので、学校が臨時休業となった場合には、その代わりに学童クラブを朝から開けるという運用で考えてございます。そのときにオンライン授業を仮に実施するとなったときには、学校からオンライン授業のカリキュラム、時間割のようなものを学童クラブの先生にも共有していただいて、例えば、学童で御飯を食べる時間とかがその授業と重ならないように配慮したりとか、そういったことをする想定でございます。

○繁田委員　ありがとうございます。

○教育長　学童クラブの場合ですと、お弁当を持ってきていただくと、そういう対応になるのでしょうか。

○登校・放課後サポート課長　学童クラブは、お弁当につきましては確かに御自宅で御用意してくださいという形でお願いをさせてもらっております。学童の夏休み期間中とかは宅配のお弁当もやっているのですけれども、なかなか台風のときはお弁当の宅配も困難ですので、そのあたりは保護者の方にお願いをさせてもらっております。

○八木委員　すみません、そのオンライン授業なのですが、オンライン授業ということは、そのタブレットを持って自分で自習するわけではなく、先生からの授業ということですよね。

○指導室長　教員からの配信となります。教員も、ＬＴＥつきではないのですけれども、Ｗｉ－Ｆｉ等を備えた専用のタブレットを持っておりますので、そちらを使いまして、教員が学校でももちろん配信できますし、在宅勤務となっても配信できるような性能を持ったものになっております。

○八木委員　ありがとうございます。

○中澤委員　その場合、台風で学校はオンラインにして、学童に行って授業を受けるかどうかは、家庭の判断で行かせるかどうかということなのですね。

○指導室長　家庭で行うか、学童で行うかは家庭の判断にはなります。

○教育長　あとはいかがでしょうか。

○八木委員　最初の茂木議員の御質問に対する答弁で、どれもとても丁寧に、きめ細やかに答弁いただいたようで、すばらしいなと思います。一番最初の建替えに伴う体育館・校庭を利用している一般の方々に対して、とても丁寧なのですが、違う場所を確保するようにするとか、事務手続をもう少し簡素にするとか、今までと同じように使っていただくという視点で御質問をなさっています。お子さんたちのために学校を建て替えるということなので、利用している方にもそこは少し我慢していただく。一緒にちょっと我慢していただくという視点も必要かなと思います。以上です。

○教育施設課長　御意見ありがとうございます。確かに建替期間中も全て同じように使いたいとなると、恐らくできないというのがありますので、建替えの対象の学校を使っていらっしゃる方々は、一定不自由は発生するだろうなと。ただ、今回は工事が４年になりますし、１年に１校ではなくて、何校かで建替えをするとなりますと、かなりの数の方が活動場所を失うと。それはなかなか、全て建替えだから我慢してくださいというのも難しいかなと思っておりますので、現行の制度を少し改良する中で、皆さん全体でちょっとずつ痛みを伴って、いい形で継続ができるような仕組みというのを、今後考えていきたいと思っております。

○八木委員　よろしくお願いいたします。

○長島委員　関連して。校庭とか体育館の利用について、現在どうなっているかということなのですけど、私、調べたことがあって、学校施設の利用について法律があって、区長が学校長にも意見を聞いて、その利用について決定することもできるし、学校長にそれを委任することもできるような内容になっている、少し曖昧ですが。利用の申請があった場合、どういう形で決めているのか、教えていただきたい。

○教育施設課長　現在のやり方は、学校設備に関する条例というのを区で持っておりまして、その中で基本教育委員会が許可をするとなっているのですが、実情はなかなか３４校全部をできないというところがありますので、現在の運営としては、各団体さんが学校にどの日が空いているという御相談をして、学校に申請をして、学校がそれをこういう申請があって許可しましたというのを、教育委員会に御報告を頂いているという形になっております。

○長島委員　それで答弁にあった学校側にかかる事務的・管理的負担というのが出てくるということですか。分かりました。

○教育長　ほかに何かありますでしょうか。

○中澤委員　ページ数で言うと、１３ページ。相馬ゆうこ議員の（２）就学時健診の内科診断の件ですけれども、これは健診を行っている場所の配慮という話だったと思うのですが、ちょっとそれるかもしれないのですけれども、健康診断のときに、上半身を脱がせるか脱がせないか、脱いだままできる健診のやり方という話を聞いたことがあって、特に決まりというのは区のほうで、教育委員会のほうでお医者さんにお願いしているようなことはあるのでしょうか。

　割と高学年の子がすごく嫌がって、それを先生のほうで内科医に伝えたのですけれども、内科医の先生が、それは診断しにくいので全部脱ぐというやり取りを現役のときに聞いたことがありまして、今、そういう判断も低年齢化してきているのかなと思うので、こちらからもそのあたりをお医者さんのほうにも伝える何かがあるのかなと思ってお聞きします。

○学務課長　今、御質問にありました健診のやり方というか、主に聴診器を当てるときになるかと思うのですけれども、こちらについては国からもガイドラインが出ておりまして、年齢にかかわらず、プライバシーというものは守りましょうというものが出ております。そちらについては、学務課のほうからも就学時に限らず、いわゆる健康診断全般についてということで、年度の当初にお知らせはしているのですが、今回、この御質問があった状況というのが、具体的にどこかというところは明確ではないのですけれども、これを受けてこちらの方から確認したところ、基本的にはやはり脱がない形で、つい立ても立ててという原則を守っていると。ただ、もしかすると、答弁でもさせていただいているとおり、そのときの状況でした

り、今、お話にもあったお医者さんの中には、きちんと健診をするにはというお考えのある先生もいらっしゃいますが、ガイドラインですとか、それから保護者の方、健診を受ける児童の気持ちを考えて配慮を頂くようにということで、そういったことがこちらで把握できたタイミングでは、随時、先生にもお話をさせていただいておりますので、今後も同じようにやっていきたいと考えております。

○中澤委員　分かりました。

○教育長　ほかにありますでしょうか。今回、多数の御質問を頂いて、委員の先生方もいろいろお読みになって感じるところもあると思うのですが、何かお気づきの点とかあれば、また御質問等いただければと存じます。

この件につきましてはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。

次に、報告事項ウ「（仮称）東尾久一丁目学童クラブの整備について」、登校・放課後サポート課長からお願いします。

○登校・放課後サポート課長　「（仮称）東尾久一丁目学童クラブの整備について」御説明申し上げます。１番、概要でございます。赤土小学童クラブは、継続的に定員超過している状況にあり、この傾向は当面継続することが見込まれております。また、利用調整を行う中で、距離が遠いなどの理由により、利用を辞退する児童も発生している状況にあり、近隣の尾久幼稚園跡地に、新たに東尾久一丁目学童クラブを整備するものでございます。

２番、施設概要でございます。（１）名称等は記載のとおりでございます。（６）の主な機能を御覧ください。１階には学童クラブの事務室、２階と３階に学童クラブ室を設置する想定でございます。資料の２枚目に、現時点での図面の案をつけさせていただいております。

説明資料のほうにお戻りください。３番の整備スケジュールでございます。令和８年度、本年度は解体工事、基本設計、実施設計に着手いたします。令和１１年度に学童クラブの運用開始を予定してございます。

４番、その他でございます。これまで尾久幼稚園が地元町会の行事等にも活用されていた経緯を踏まえ、引き続き、地域に開かれた施設として活用できるよう配慮するということも視点に入れながら設計を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○繁田委員　余計な心配かもしれないのですけれども、地域でもいろいろお使いになるではない

ですか。そうすると、児童の安全というかセキュリティと、地域の人にどれだけ敷居が低い、地域に開かれた学校かというバランスの問題になるかなと思うのです。ここからが余計な心配かもしれないですけれども、この地域は海外の方がかなりここに来るときに歩いていらっしゃるのですが、アジアの国の学校は子どもが行くところで、地域の人が中に入ってキャッチボールするとか、そういうのは普通はしないものなのか、普通に学校に人が入っていくものなのかみたいなことは、住んでいらっしゃるそれぞれ出身の国によっても違うのでしょうか。その辺は把握しておいてもいいのかなと。学校という公共施設の利用の意識みたいなのは、していてもいいかなというのは、いつもここに来るときに感じます。

○登校・放課後サポート課長　御指摘ありがとうございます。確かにこの地域利用につきましては、学童の児童とその地域とのバランスをどのように取るかというところで、まずは日曜日ですとか学童クラブが開いてないときの利用を想定してございます。もともとは地域での餅つき大会、そういう土日にやっているイベントを、この学童クラブのその中というところではなくて、ピロティという屋根がある下で、雨の日でもお餅つき大会とかそういう地域のイベントをするのに活用しておりましたので、まずはそのような使い方で、見知らぬ人が学童に勝手に入るような形での運用というのは考えていないところでございます。ありがとうございます。

○繁田委員　分かりました。

○教育長　この敷地内には、例えば外部の方が自由に入れるような状況なのか、あるいは、学校のように校門があって、通常であると、その小学校にはスクール安全ステーションとかあって、そこで簡単に言えば、不審者が入ってこないように、そういう対応をしているわけなのですけれども、その施設については、通常どのような管理がされるのか、どうでしょうか。

○登校・放課後サポート課長　入り口のところに門扉をつける設定で考えてございます。これまでもほかの学童クラブでも同様に、入り口のところには全て門扉をつけてございます。

○教育長　そうしますと、外部の人間が建物に、地域の方が行事等にも活用するというようなことはありつつも、勝手に入って何かできるというわけではなくて、きちんと許可を取った上でその施設を利用するという、そういう状況だということでよろしいでしょうか。

○登校・放課後サポート課長　そのとおりでございます。

○八木委員　私、日本語教育のほうをやっておりまして、外国人の学生がたくさん入ってきます。それぞれいろいろな国の方がいるのですが、そういう方々に日本のルールを教えて、日本で生活する、一緒に日本で生活していくということで、いろいろな国のそれぞれルールが、規則がありますけれども、日本で一緒に共存していくということで、ほかの国の方々に日本のルールを理解していただいて、日本で一緒に仲よく住むという方針ですので、恐らく学校に

勝手に入って自由に遊んでいいという国もあると思いますが、日本ではそうではないというのを周知していくという私たちの役目があるので、それはあまり御心配要らないかと思います。

○教育長　何かこの点についてありますか。特段ないですか。

今の御意見、教育委員会の所管というよりかは、区の方針として外国人との共生をどうしていくのかという、そういう大きな課題の１つかなと私は思います。子どもたちが地域で暮らしていく上で、外国人との暮らしをどうしていくのか、また、地域の町会ですとか自治会ですとか、そういった地域の方々が共に生きていく中で、どのように外国人の方々にその地域の、いわゆるルールといいますか、そういったものをしっかりと伝えていくかというのは大事な視点だなと思います。

八木委員がおっしゃっていただいたような、外国人に様々な国からの方がいますので、そういったことをしっかりと理解していただいて、共生できるような、そういった地域社会をつくっていく必要があるかなと思います。

いろいろ以前から町会で言われるのは、ごみ出しの問題ですとか、あるいはたくさんの人が集まって、そこで大きな音が出たり、声が出たりとか、そこがなかなか以前から住んでいらっしゃる方とのトラブルにつながってしまうことが、以前からそういったことを言われていました。これだけ外国人が増えてくると、やはりさらにまた一歩踏み込んだ対応が必要になるのかなと思います。

そういった意味で、区としてしっかりと外国人との共生社会をどのように構築していくかという大きな区政の課題の１つだと思いますし、今後は、先ほどの答弁にもありましたように、基本構想ですとか、区としてもしっかりとした土台といいますか方針を作っていますので、その中でもしっかりとうたわれてくるかなと思います。

○長島委員　ちょっと聞きたかった初歩的なことなのですが、学童クラブを設置するときに、基準のようなものというのは、区に対する基準みたいのは何かあるのですか。

○登校・放課後サポート課長　基準というのは、面積の基準とか職員の配置の基準でしょうか。

○長島委員　そういったこととか、それ以外でもし何かあれば。こういうものは必ず設けなくてはいけないとか。

○登校・放課後サポート課長　面積の基準といたしましては、児童１人当たり１．６５平米という形の面積基準がございます。それから、職員の配置につきましても国のほうから指針が示されておりまして、今度は新しく東京都認証学童制度というのが始まったのですけれども、その制度では１つの支援の単位当たり支援員を３名という形で基準が決まってございます。

○教育長　学童クラブを設置するに当たって必ず設けなければいけない設備のようなものという

のは何があるのですか。例えば給食室だったらこう、保育園だとこうだといろいろあるわけなのですが、学童クラブを設置するに当たって、必ず設けなければならない設備というのは何かあるのですか。

○登校・放課後サポート課長　必ず必要かというのは、学童の運営上であれば、おやつの提供などでキッチン、給湯設備のようなものが付属されてございます。学童クラブを新規でつくる場合の基準といたしましては、建築基準法上の児童福祉施設の基準で建設をしていると聞いてございます。

○教育長　今回フロア図を見ていただいて、例えばトイレは、ここで言っている多目的トイレは設置するとか、そういうのは多分あるのだろうと思いますけど、学童クラブとしての必置のものというのがあるのかどうか、この図面を見た限りでは、何かこれを設けなければいけないということよりかは、クラブ室は１人当たり何平米であるという、そこに対して人数の配置がどうなるとか、そういった基準が大きなところだと。

先ほど課長から答弁がありました１．６５、あるいは認証学童制度だと１．９８が１人当たりであって、学童クラブですと単位が１つあると思うのですが、それは何人単位ですか。今現在のとその認証学童制度と何か違いはありますか。

○登校・放課後サポート課長　１つの単位当たり、おおむね児童４０名という形になってございます。

○教育長　それが今の学童クラブ、それから東京都の認証学童クラブと違いはありますか。

○登校・放課後サポート課長　児童の人数につきまして、おおむね４０名というところで変わりはございませんが、その４０名に対するその職員の配置が異なる形になります。認証学童ですと３名。これまではおおむね２名で配置してございました。

○教育長　分かりました。単位として４０名で、それに対する東京都の認証学童ですと、人員配置が手厚くなっている。あと、１．６５ではなくて、都認証になると１．９８ということで、そういった意味でも１人当たりの面積基準が緩和されていると、緩和といいますか多くゆったりすると。

そういったところで、学童クラブを設置するに当たっては、面積基準、それから人的基準が大きな要素を占めるということで、そのようなことでいいですか。

あとは何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　それでは、この件につきましては以上とさせていただきたいと思います。

次に、報告事項エ、「『荒川区図書館を使った調べる学習コンクール』・『あらかわ小論文コンテスト』・『あらかわお弁当レシピコンテスト』の実施について」、教育センター所

長と学務課長から説明をお願いします。

○教育センター所長　まず、私のほうから資料に基づきまして、項番１「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」及び項番２「あらかわ小論文コンテスト」の実施について御報告させていただきます。

本事業は、児童生徒の読書活動や探究的な学習の推進を図るため、令和８年度も引き続き実施するものでございます。まず、項番１「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」についてでございます。対象は、荒川区立小中学校に在籍する児童生徒となります。

募集作品は、区立図書館や学校図書館の資料・情報を活用して、自らの課題について探究し、考えたことなどをまとめた作品でございます。

表彰につきましては、区長賞が小学校、中学校それぞれ１点、教育委員会賞が各２点、校長会賞が各３点、奨励賞が各４点となっており、それぞれ図書カードを副賞として贈呈いたします。また、最終選考に残った上記以外の作品には、佳作として賞状を、それ以外の応募作品全てに参加賞カードをお送りいたします。

審査につきましては、一次審査を学校図書館支援員や学校図書館スーパーバイザー、教育センター司書、担当指導主事が行い、二次審査におきましては、教育長、教育部長、ゆいの森課長、地域図書館課長、教育センター所長、そして小中学校の学校図書館担当校長により厳正に行います。

続きまして、項番２「あらかわ小論文コンテスト」についてでございます。対象は同じく区立小中学校在籍の児童生徒でございます。

募集作品は、本を通して感じたことや考えたこと、調べたこと、あるいは体験、探求したことなど、自分の意見を相手に伝える小論文でございます。なお、小学校５年生以上につきましては、複数の本を対象にすることを推奨してございます。

表彰につきましては、区長賞が小学校の各学年１点と中学校１点、教育委員会賞が小学校各学年２点と中学校２点、校長会賞が小学校各学年３点と中学校３点、奨励賞が小学校各学年４点と中学校４点となり、こちらも同様に副賞として図書カードを贈呈いたします。佳作につきましては、校内審査を通過した上記以外の作品全てを対象といたします。

審査は、一次審査を荒川区教育委員会、国語部会の代表及び各小学校の代表が行い、最終審査は教育長、教育委員、教育部長、教育センター所長にて行います。

今後の予定でございますが、表彰式につきましては令和９年１月２２日金曜日を予定しております。子どもたちが図書館を有効に活用し、自ら学び、考える力を育むため、今年度も充実したコンクール・コンテストとなるように取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○学務課長　続きまして、項番３「あらかわお弁当レシピコンテスト」について御説明をいたします。募集の対象は区内在住在学の小中学生とその保護者でございます。作品は、小学１年生から４年生までは親子で作るもの、小学５年生から中学生は子どもだけで作るものが対象です。

自分で考えたお弁当レシピを実際に調理し、その写真を応募するものでございます。

表彰につきましては、記載のとおりです。

最終審査におきまして、教育委員の先生方に御協力を頂く予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

表彰式につきましては、先ほどのコンクール・コンテストと合わせて合同で実施をいたします。

御説明は以上となります。

○教育長　ありがとうございます。昨年も委員の先生方それぞれ審査等をしていただいたと思いますので、今年度につきましても、小論文コンテスト、そしてお弁当レシピコンテストをお願いできればと思います。

先生方のほうから何か御質問等あれば。

このお弁当レシピなのですけど、実際に食べることというのができないのですか。

○学務課長　実際食べられると一番いいのですが、やはり試食分作らなければいけないですとか、衛生管理の問題ということもありますので、今年度につきましては写真等で、いつもどおり審査をしていただきたいと考えてございます。

○教育長　ありがとうございます。私も以前から、このお弁当レシピコンテストはとても彩りもきれいで、レシピを見て、さぞかしこれを作って食べたらおいしいのだろうなというのがいろいろあるのですけど、写真で見るだけなので、実際どうなのだろうというのは少し考えたりもしました。今、説明があったように難しいかなと思いますので、また委員の先生方に想像力を働かせていただいて、ぜひ審査いただければと存じます。

では、この件につきましてはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　続きまして、報告事項オ「荒川ふるさと文化館事務室開室日の変更について」につきまして、生涯学習課長からお願いたします。

○生涯学習課長　それでは、荒川ふるさと文化館事務室開室日の変更につきまして御説明いたします。まず、項番１の概要でございますけれども、荒川ふるさと文化館、南千住図書館の大規模改修工事の実施に伴いまして、文化館の常設展示室、企画展示室、伝統工芸ギャラリーを６月１日から休館してございます。そのため、これまでは文化館の展示室等の開室日と合

わせまして事務室を開室してまいりましたけれども、展示室等は現在休館に入っておりますので、文化館事務室の開室日を変更することといたしたく、御報告するものでございます。

項番２、変更内容でございます。現在の開室日は火曜日から日曜日、休室日が月曜となってございます。変更後は、開室日を月曜から金曜、休室日を土日祝日・休日といたしまして、本庁舎に勤務する職員と同様としたいと考えてございます。

項番３、変更期間でございます。令和８年７月１３日月曜日から令和１０年７月のリニューアルオープンまでの期間を予定してございます。なお、参考といたしまして、南千住図書館も含めた施設全体の休館期間につきましては、８月３１日月曜日から令和１０年７月までの予定となってございます。また、事務室等の移転につきましては、参考の②に記載のとおり、９月１日火曜日から生涯学習センターの３階に移転する予定でございます。

最後に今後の予定でございます。９月１日の事務室等の移転を行った後、１１月から改修工事を開始したいと考えてございます。令和１０年３月に改修工事終了を予定してございます。その後、開館準備を行いまして、令和１０年７月のリニューアルオープンを予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。これにつきましてはよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　それでは、この件につきましては、以上とさせていただきたいと存じます。

続きまして、報告事項カ「荒川区教育委員会教育長の倫理に関する規程の一部改正について」につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長　それでは、荒川区教育委員会教育長の倫理に関する規程一部改正につきまして、御説明申し上げます。ポイントとしましては、教育委員の倫理規程も規定をするといったところで、現行の教育長の倫理に関する規程に加えさせていただくというのが内容でございます。

背景を交えて御説明させていただきます。全国的な傾向としましては、現在、民間企業ですとかＮＰＯ、スポーツ・文化など幅広い分野で教育委員として御参画いただいている機会が増えている中で、多様な知見を教育施策に反映させていくことは、子どもたちの未来を作っていく上で極めて重要であると考えております。

一方、教育委員の皆様が多方面で様々な活動を展開されていることにつきましては、教育委員としてのお立場と個人の事業活動との境界について、周囲からの誤解や疑念などがないようにしていきたいと考えてございます。

そうしたことから、今回のこの改正の趣旨として、教育行政の中立性、公正性を改めて明確に定義して、教育委員の皆様がこれまで以上に安心して高い専門性等を発揮していただくための環境を整えることが目的でございます。

改正内容につきましては、２８ページからとなってございます。新旧対照表のとおりでございまして、これまでは教育長の倫理というところに特化してございましたけれども、新たに委員の文言を加えまして、教育委員会全体として高い倫理観を持って歩んでいく姿勢を明文化するといったものでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○長島委員　しっかりしなくてはいけないと思ったわけですが、それに関連して第３条のところで、「次に掲げる倫理基準を遵守しなければならない」とあって、これでは省略されているのですが、３つどんなことかというのを念のため教えてください。

○教育総務課長　第３条の（１）（２）（３）でございますけれども、まず（１）が、読み上げで恐縮でございます。「行政への不信を招くことのないよう、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」。（２）でございます。「常に区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その地位や権限を私的な利益のために用いないこと」。（３）でございます。「その地位や権限を利用して、職員の公正な職務執行を妨げる不当な影響力を行使しないこと」。以上でございます。

○長島委員　分かりました。ありがとうございます。

○教育長　教育委員の先生方に当然、今回、教育長の倫理規程に加えてということなので、教育委員の先生方には改正後の状況について知っていただかないといけないので。それについてしっかりと委員の皆様に知っていただくのは必要だと思います。

○八木委員　これを改正した後の全ての文書を頂けるということですね。それを読んでしっかりとしないといけないですね。

○教育総務課長　そのとおりでございます。

○教育長　今回、荒川区教育委員会教育長の倫理に関する規程が、この改正後にあるように荒川区教育委員会教育長及び委員の倫理に関する規程という形に変わるということでよろしいのでしょうか。

○教育総務課長　そのとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長　この一番上のところを見ていただいて、平成１７年荒川区教育委員会訓令甲第２号とありますけれども、ちょうど平成１６年に西川区政が誕生したわけですが、御案内のとおり、

平成１６年に誕生する前に、区長、助役が逮捕されるという事案がある中で、教育長も高い倫理感を持つというような流れでこれが設けられたのではないかと考えています。区長、助役、今でいう副区長は当然のこと、教育長もというそういう話なのだと思いますが、改めて地教行法も改正されて新教育長制度になりましたけれども、教育長、さらに教育委員の皆様、この合議制の機関になりますので、教育長、さらに教育委員の先生方としっかりとした倫理観を持って教育行政に当たっていくということを改めて明確にさせていただければということで、御提案をさせていただいたところでございます。

今までもそのお考えで従事していただいていたと思いますけれども、それを明文化して教育委員会としてのしっかりとした姿勢を外に出せればと思いますので、御了解いただければ、改正させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　それでは、この件につきましては以上とさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

次に、その他の報告事項です。前回開催の第１１回定例会で報告いただきました第４５回あらかわの伝統技術展の開催についての中で、参加する小学校の数が減少しているという説明が生涯学習課長のほうからありました。その際の質疑の中で、その状況と課題について改めて説明してくださいということがあったかと思いますけれども、そのことについて補足いただきたいと思いますが、指導室長からよろしいでしょうか。

○指導室長　伝統技術展における小学校の参加推進について、お答えいたしたいと思います。本事業は、児童が伝統技術に触れ、地域への理解、キャリア教育を深める極めて重要な機会であると認識しております。参加校の現状と今後の展望についてでございますが、この事業なのですが、もともと全校一斉悉皆の行事としては位置づけられておりませんでした。各学校の教育課程において柔軟に参加を判断いただけるところでございました。しかしながら、近年参加校の減少の背景には、７月上旬という開催時期に伴う猛暑、熱中症への懸念がございます。特に参加校の中でも交通の便が悪い地域にある学校においては、移動時における児童の健康、安全面への配慮から参加を見合わせざるを得ない状況にあると分析しております。

児童の安全確保を優先しておりまして、移動に伴う負担軽減がこの課題を解決するためには必要であると考えております。今後は移動に関わる障壁をなくし、実質的に希望する全ての学校が参加できる体制を目指し、具体的な支援策を検討してまいります。

例えば、公共交通機関でアクセスが困難な学校や移動距離の長い学校を中心に送迎バスの手配や経費などの助成、それから安全、円滑に会場へ移動できる仕組みの導入を検討してまいります。これまでの移動や安全面の課題から参加を断念していた学校へのアプローチを強

化し、予算措置や受入体制の環境整備を含め、より多くの児童にこのすばらしい体験を提供できるよう、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○教育長　ありがとうございます。前回、先ほど申し上げましたけれども、２４校が２３校に、さらに１８校にという御説明がありましたので、今後は学校によって様々な事情があると思いますけれども、その点について改めて御説明いただければというか、そのようなやり取り、質疑がありましたので、今回補足で説明をさせていただきました。

この件につきまして、口頭の説明ではありますけれども、先生方から御意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　特に熱中症の関係ですね。今年はどうなのでしょうか。来週の金曜日、物すごく暑いという感じではないですけれども、日によってはすごく暑くて、去年は私も、長島先生はじめ委員の先生方に出席いただきましたが、結構暑かったのですよね。それで、校長先生はじめ児童もハンカチで汗を拭きながらという、そういうところもありましたし、環境として決してよい環境の中で来場できるわけでもないのですが、こういう伝統芸能について学ぶ機会というのはないので、なるべくその機会を生かしたいなというのがある一方、学校、それから子どもたちの負担を軽減していかないといけないなと思いますので、そういったことへのサポート、支援をしっかりやっていきたいと思っています。

この件につきましては、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　ありがとうございました。

次に、教育委員会の日程について、事務局から何かございますでしょうか。

○教育総務課長　特に変更等はございません。次回の伝統技術展開会式、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長　ありがとうございました。他に何かございますか。委員の先生方からもしあれば。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　それでは以上をもちまして、教育委員会令和８年第１２回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

―了―